

## UR住まいガイド（2023年4月版）印刷・製本業務

# 入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の入札公告（令和4年12月2日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 入札及び見積心得書（物品購入等）
- 3 使用印鑑届（様式1）
- 4 委任状（様式2）
- 5 入札書及び封筒（様式3）
- 6 単価契約書（案）
- 7 仕様書
- 8 提出書類一覧表（様式4）

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

住宅経営部 営業企画課

## 1 入札等実施要領

### 1 契約担当役の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 倉上 卓也

◎調達期間番号 599

◎所在地番号 13

### 2 調達内容

(1) 品目分類番号 76

(2) 調達件名 UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務

(3) 調達案件の仕様等 7 仕様書による。

(4) 履行期間 令和5年1月25日(水)から令和5年10月31日(火)まで。

(5) 履行場所 7 仕様書による。

(6) 入札方法

本件は単価契約である。入札金額は7 仕様書に示した品目の予定数量に見積った項目単位当たりの単価を乗じた額の総額とすること。項目単位当たりの単価には円の補助単位である銭までを表示可能とするが、総額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額とすること。

項目単位当たりの単価には、調達物品の価格のほか、輸送費等の納入場所までの引渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、予定数量は機構の過去の実績を元に算出した数量であり、発注を確約するものではない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳を記載することとし、内訳に計算誤りや記載誤り、内訳金額の入札書への記載誤りがあった場合、その入札書は無効とする。入札書は5 入札書及び封筒(様式3)を使用すること。

なお、内訳に記載されている金額を品目の契約単価とする。

### 3 競争参加資格

次の要件を全て満たしているものであること。

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 令和3・4年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「製造」の資格の認定を受けている者であること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出することができるが、競争に参加するためには申請書の提出期限までに当該資格の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課  
電話 03-5323-3171

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係がないため注意すること。

- (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記3(2)による必要な証明書等を、申請書に添付して、下記5(1)の提出期限までに5(2)まで提出しなければならない。
- (2) 提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

#### 5 申請書及び資料の提出

申請書及び資料の提出は「8 提出書類一覧表(様式4)」による。

##### (1) 申請書及び資料の提出期間

提出期間：令和4年12月2日(金)から令和5年12月16日(金)まで  
(土曜日・日曜日を除く平日の10:00から17:00まで)  
(ただし正午から13:00の間は除く)

##### (2) 提出場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業企画課  
電話 03-5323-2247

##### (3) 提出方法

申請書及び資料の提出期限までに上記(2)への持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話等により上記(2)に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「申請書類在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

#### 6 競争参加資格の確認通知

申請書及び資料を提出した者について、当機構の審査を行い本入札の参加資格を有するかを確認し、令和4年12月26日(月)までに競争参加資格の有無について通知する。

#### 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は上記6の通知の期限の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。機構は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、原則として、説明を求め

ることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

## 8 質問書の提出及び回答

入札、仕様等に関する質問は「質問書（任意様式）」の提出による。また質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

### (1) 質問書の提出期限・場所及び方法

提出期限：令和 5 年 1 月 16 日（月）17：00 まで

土曜日・日曜日・祝日を除く平日の 10：00 から 17：00 まで  
（ただし正午から 13：00 の間は除く）

提出場所：上記 5(2)と同じ。

提出方法：質問書の提出期限までの持参又は郵送とする。

持参する場合はあらかじめ電話により上記（2）に連絡のこと。

郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「質問書在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

### (2) 質問書回答書の閲覧期間及び場所

回答書閲覧期間：令和 5 年 1 月 18 日（水）から令和 5 年 1 月 20 日（金）まで

土曜日・日曜日・祝日を除く平日の 10：00 から 17：00 まで

（正午から 13：00 の間は除く）。ただし最終日は 15：00 までとする。

閲覧場所：上記 5(2)と同じ。

## 9 入札書の提出期限・場所及び方法

### (1) 入札書の提出期限

提出期限：令和 5 年 1 月 23 日（月）17：00 まで

### (2) 提出場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー19 階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課  
電話 03-5323-3171

### (3) 提出方法

持参または郵送とし、電送によるものは受け付けない。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、二重封筒とし、同日同時刻必着とする。

## 10 開札の日時及び場所

### (1) 開札の日時

令和 5 年 1 月 24 日（火）11：00

### (2) 開札場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー19 階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

## 1 1 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 1 2 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な証明書等を競争参加者の負担において作成し、5(1)の提出期限までに、5(2)まで提出しなければならない。また、競争参加者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、競争参加者の作成した証明書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

- (4) 当機構は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (7) 競争参加者が虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合、審査等の対象としない。
- (8) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札のときにおいて上記 3 の資格のない者は落札対象としない。
- (9) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、計算誤りや記載誤りのある内訳書を添付した入札並びに内訳金額の入札書への記載誤りがあった入札は無効とする。

- (1 0) 契約書作成の要否 要 6 単価契約書 (案) による。

### (1 1) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人規定第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき者の入札価格が次に定める算出方法により得た額（「調査基準価格」という。を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times 7 / 10$$

低入札価格調査の内容については以下のとおり。

イ その価格により入札した理由（必要に応じて入札価格の内訳書を徴する。）

ロ 配置予定の技術者等その他当該契約の履行体制

ハ 同種・類似業務の手持ち業務の状況

二 過去に受注、履行した同種・類似業務の名称及び発注者

ホ 契約内容

へ その他必要な事項

(1 2) 手続きにおける交渉の有無 無

(1 3) 苦情申し立て

本調達に係る手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができ

る。

(1 4) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

以 上

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあつては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中であつては、入札（見積） 辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行ふ。

三 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行つてはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終つた後直ちに入札者の前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行ふ。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあつた後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

## 入札書へ押印する場合の提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)**及び**印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。

(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。

また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

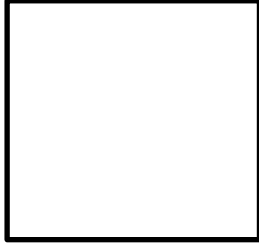
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。

また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

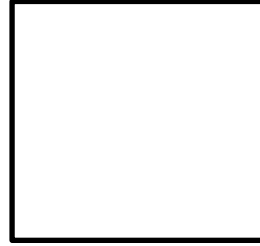
以上

## 使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 倉上 卓也 殿

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 注2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。



## 入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一 代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

二 代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

※代理人による入札の場合に提出すること

## 委 任 状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「UR住まいガイド（2023年4月版）印刷・製本業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
- 2.

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者名

印

以 上

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
本部長 倉上 卓也 殿

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

## 委 任 状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

(受任者) 住 所  
氏 名

以 上

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
本部長 倉上 卓也 殿

本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

担 当 者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

5 入札書及び封筒(様式3)

(本人の場合)

入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円也 (税抜)

ただし、UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務

入札及び見積心得書、入札説明書及び仕様書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所  
氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 倉上 卓也 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

担 当 者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

※2 連絡先(電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 19ページの内訳についても入札書に同封すること。

(代理人の場合)

## 入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円也 (税抜)

ただし、UR住まいガイド (2023年4月版) 印刷・製本業務

入札及び見積心得書、入札説明書及び仕様書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 倉上 卓也 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

※2 連絡先 (電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先 (電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 19 ページの内訳についても入札書に同封すること。

商号又は名称 \_\_\_\_\_

【内訳】

(税抜)

		予定数量 (a) (部)	単価 (b) (円)	計 (a) × (b) = (c) (円)
第1回納品分	東京都23区版	15,520		
	東京都市部版	12,420		
	千葉県・茨城県版	10,560		
	神奈川県版	12,800		
	埼玉県版	12,760		
第2回納品分	東京都23区版	12,720		
	東京都市部版	9,480		
	千葉県・茨城県版	7,740		
	神奈川県版	7,900		
	埼玉県版	10,340		
合計				

この金額を入札金額として  
記入してください。

※ (b) 欄は円の補助単位である銭まで表示可能

(c) 欄に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨て

(封筒見本)

表

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長 倉上 卓也 殿 件名「UR住まいガイド (2023年4月版)印刷」 製本業務「入札書」 <b>(押印省略)</b>
---

裏

封
所在地 会社名 氏名

(委任している場合は代理人の氏名)

- ※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。
- ※ 封筒の中には入札書及び内訳を入れ、それ以外の書類は入れないこと。
- ※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

## 6 単価契約書（案）

### 単 価 契 約 書

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 契約の名称 | UR住まいガイド（2023年4月版）印刷・製本業務 |
| 2 仕様    | 別添仕様書のとおり。                |
| 3 契約期間  | 年 月 日から<br>年 月 日まで        |
| 4 契約単価  | 別紙単価表のとおり。                |

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 倉上 卓也 印

受注者 住 所  
氏 名 印

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限

りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶す

る意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセ

ントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 (単価表)

別添 (仕様書)

7 仕様書

1. 件名	UR住まいガイド（2023年4月版）印刷・製本業務																																		
2. 規格	冊子・仕上り規格：A4																																		
3. 用紙	表紙 再生コート紙 A判 70.5kg 本文 再生マットコート紙 A判 44.5kg 詳細は7.仕様書 別紙1「台割り表」を参照のこと。 印刷物の裏表紙にリサイクル適正を表示すること。 グリーン購入法に基づく基本方針（令和4年2月）に適合していること。																																		
4. 台割	7.仕様書 別紙1「台割り表」を参照のこと。																																		
5. ページ数	7.仕様書 別紙1「台割り表」を参照のこと。																																		
6. 印刷色	7.仕様書 別紙1「台割り表」を参照のこと（4C）。																																		
7. 色校正	下記12. 予定数量等の各項目の版（全5版）について、3部ずつ下記13. 担当部署まで提出すること。 簡易校正可とする。併せてPDFデータを下記13. 担当部署まで提出すること。 校正戻しは最低24時間以上とする。 最大2回までとし、再校正の提出を求める場合がある。 校正戻しにおいて、文字・ピクト等の修正がはいる場合がある。その場合の再校正はPDFで提出のこと。																																		
8. 製本加工	並製本 あじる綴じ																																		
9. 梱包	20部単位。クラフト紙を2枚重ねにして梱包シクラフトテープ止めとする。 20部に満たない場合は、その部数で上記のとおり梱包すること。納品にあたっては、ダンボール箱に入れないこと。 各梱包の長側面2面にそれぞれの版名および部数を記載したラベルを作成し、貼付すること。 （ラベルの例：UR住まいガイド〇〇県版 2023年4月版（20部））																																		
10. 入稿	日時 令和5年3月3日（金）14：00を予定 形式 入稿データの形式は下記によるが、簡易な校正があった場合は、PDFデータのみ入稿とする。 Adobe Illustrator ※, Adobe InDesign ※確認用Adobe PDFデータによる。 macOS：※ ※入稿時点での最新バージョンであるものとする。 方法 DVD形式サブマスターデータの貸与による。業務完了後に返却のこと。 備考 第2回納品分の本文1ページ（台割表32：営業窓口一覧）について、内容の変更があった場合、ページの差し替えに対応すること。なお、変更したPDFデータについては、8月下旬をめどに入稿する。																																		
11. 納品日時・場所	日時 ※履行期間中に2回に分けて納品すること。（仕様書7 別紙2 納品先等一覧による。） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1回</td> <td>令和5年3月28日（火）</td> <td>※一部令和5年3月25日（土）</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和5年9月26日（火）</td> <td>※一部令和5年9月23日（土）</td> </tr> </table> 納品時間は、各日ともに13：00までとする。 場所 7.仕様書 別紙2「納品先等一覧」を参照のこと。 納品先の一部が移転や名称変更等により変更となる場合がある。 東京都内の新宿アイランドタワーへ納品の際の車両は、高さ2.4m以下、2トン（ロング不可）までとする。 埼玉県内のラムザタワーへ納品の際の車両は、高さ2.45m以下とする。			第1回	令和5年3月28日（火）	※一部令和5年3月25日（土）	第2回	令和5年9月26日（火）	※一部令和5年9月23日（土）																										
第1回	令和5年3月28日（火）	※一部令和5年3月25日（土）																																	
第2回	令和5年9月26日（火）	※一部令和5年9月23日（土）																																	
12. 予定数量等	数量 計112,240部を予定 （予定数量の内訳） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>第1回予定数量（部）※</th> <th>第2回予定数量（部）※</th> <th>ページ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都23区版</td> <td>15,520</td> <td>12,720</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>東京都市部版</td> <td>12,420</td> <td>9,480</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>千葉県・茨城県版</td> <td>10,560</td> <td>7,740</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>神奈川県版</td> <td>12,800</td> <td>7,900</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>埼玉県版</td> <td>12,760</td> <td>10,340</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>64,060</td> <td>48,180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計（部）</td> <td colspan="2">112,240</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※上記予定数量は、機構の過去の実績を元に算出した数量であり、発注を確約するものではない。 ※第1回、第2回ともに、発注前に発注者より数量と納品先を確定した注文書を発行するものとする。			項目	第1回予定数量（部）※	第2回予定数量（部）※	ページ数	東京都23区版	15,520	12,720	116	東京都市部版	12,420	9,480	92	千葉県・茨城県版	10,560	7,740	88	神奈川県版	12,800	7,900	102	埼玉県版	12,760	10,340	86	小計	64,060	48,180		合計（部）	112,240		
項目	第1回予定数量（部）※	第2回予定数量（部）※	ページ数																																
東京都23区版	15,520	12,720	116																																
東京都市部版	12,420	9,480	92																																
千葉県・茨城県版	10,560	7,740	88																																
神奈川県版	12,800	7,900	102																																
埼玉県版	12,760	10,340	86																																
小計	64,060	48,180																																	
合計（部）	112,240																																		
13. 担当部署	〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階 住宅経営部営業企画課 電話03-5323-2247																																		

## 別紙 1

## 7.仕様書 別紙1

## 「UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務」台割り表

No.	ページ名	内容	ページ数					色※
			東京都 23区版	東京都 市部版	千葉県・ 茨城県版	神奈川県版	埼玉県版	
1	表紙1	表表紙	1	1	1	1	1	4C
2	表紙2	目次	1	1	1	1	1	4C
3	本文	UR賃貸住宅とは(4つのメリット)	1	1	1	1	1	4C
4	本文	UR賃貸住宅の特徴	1	1	1	1	1	4C
5	本文	お得な家賃プラン	1	1	1	1	1	4C
6	本文	リノベ事例・MUJI×UR・イケアとURに住もう。	1	1	1	1	1	4C
7	本文	UR賃貸住宅を借りるまでのステップ	1	1	1	1	1	4C
8	本文	沿線別に見る募集物件マップ	2	2	2	3	2	4C
9	本文	沿線別に見る募集物件一覧	4	4	4	3	2	4C
10	本文	物件索引(五十音順)	4	2	2	4	2	4C
11	本文	物件詳細ページの見方	2	2	2	2	2	4C
12	本文	中表紙(各エリアマップ)	5	5	0	0	0	4C
13	本文	物件詳細ページ(一般)	59	39	40	53	38	4C
14	本文	URライト(UR賃貸住宅の定期借家)物件一覧	1	1	1	1	1	4C
15	本文	URライトピックアップ物件詳細ページ	2	1	1	0	2	4C
16	本文	余白(メモページ)	1	0	0	0	1	4C
17	本文	ご入居までの流れ	1	1	1	1	1	4C
18	本文	お申込資格について	2	2	2	2	2	4C
19	本文	収入の特例について	1	1	1	1	1	4C
20	本文	本申込に必要な書類等	1	1	1	1	1	4C
21	本文	ご契約について	1	1	1	1	1	4C
22	本文	ご入居後のご案内	1	1	1	1	1	4C
23	本文	有料駐車場のご案内	1	1	1	1	1	4C
24	本文	団地内倉庫・トランクルームのご案内	1	1	1	1	1	4C
25	本文	エアコン設置に関する注意事項について	1	1	1	1	1	4C
26	本文	在宅ワーク型住宅・各種制度・住宅タイプについて	2	2	2	2	2	4C
27	本文	高齢者等の方へのご案内	2	2	2	2	2	4C
28	本文	高齢者等向け賃貸住宅	1	1	1	1	1	4C
29	本文	住宅タイプの対象物件一覧	1	1	1	1	1	4C
30	本文	「ストック再生・再編方針」「アスベスト・耐震診断」	1	1	1	1	1	4C
31	本文	社宅向け賃貸住宅について	1	1	1	1	1	4C
32	本文	営業窓口一覧	9	9	9	9	9	4C
33	表紙3	営業窓口一覧	1	1	1	1	1	4C
34	裏表紙	空室確認TEL	1	1	1	1	1	4C
ページ数合計			116	92	88	102	86	

## 写真画像データ(点)

No.	種類		東京都 23区版	東京都 市部版	千葉県・ 茨城県版	神奈川県版	埼玉県版	計
1	4C	地区別写真	177	115	120	159	118	689
2	4C	共通写真	10	10	10	10	10	50
3	4C	地区別写真	14	14	14	14	14	70

UR住まいガイド（2023年4月版）印刷・製本業務 部数及び配送先一覧

■ 3月28日（火）納品 ※一部3月25日（土）

UR都市機構事務所等 宛名	郵便番号	宛先	電話番号	東京都 23区版	東京都 市部版	千葉県 茨城県版	神奈川 県版	埼玉 県版	納品日
UR都市機構 本社 住宅経営部 営業推進課	231-0005	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー7階	045-650-8733	80	60	60	60	60	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業企画課	163-1316	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階	03-5323-2184	1,200	1,200	800	800	800	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部 営業課	261-8501	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟20階	043-296-7263	100	100	1,000	60	60	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア経営部 営業課	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-7 横浜ダイヤビルディング23階	045-274-9225	100	100	60	2,000	60	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部 営業課	336-0027	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー6階	048-844-2242	120	120	120	120	2,000	3月28(火)
営業課小計				1,600	1,580	2,040	3,040	2,980	
UR八重洲営業センター	103-0028	東京都中央区八重洲1-8-17 新橋ビル4階	03-3271-0611	900	400	300	200	200	3月28(火)
UR新宿営業センター	163-1301	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー1階	03-3347-4330	1,140	940	500	500	500	3月28(火)
UR錦糸町営業センター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階	03-3846-1571	600	100	200	100	100	3月28(火)
UR池袋営業センター	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-3989-8171	920	400	120	140	240	3月28(火)
UR渋谷営業センター	150-0043	東京都渋谷区道玄坂1-3-3 楠本ビル6F	03-3780-7811	600	340	200	280	200	3月28(火)
UR立川営業センター	190-0012	東京都立川市曙町2-13-1 TE曙ビル6F	042-526-5201	200	600	80	80	80	3月28(火)
UR多摩営業センター	206-0033	東京都多摩市落合1-11-2 多摩センター駅1F	042-356-0311	120	400	60	120	40	3月28(火)
UR町田営業センター	194-0021	東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル8F	042-720-8751	80	200	40	200	40	3月28(火)
UR津田沼営業センター	274-0825	千葉県船橋市前原2-14-5 榊原第二ビル4階	047-478-3711	220	160	680	140	140	3月28(火)
UR稲毛海岸営業センター	261-0004	千葉県千葉市美浜区高洲4-5-10	043-270-5551	100	80	500	60	60	3月28(火)
UR松戸営業センター	271-0091	千葉県松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル8階	047-367-5221	320	140	400	100	200	3月28(火)
UR柏営業センター	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル6階	04-7196-6152	80	60	300	80	80	3月28(火)
UR横浜営業センター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階	045-461-4177	360	240	120	1,300	120	3月28(火)
UR港北営業センター	224-0032	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階	045-530-5033	120	120	60	600	60	3月28(火)
UR藤沢営業センター	251-0055	神奈川県藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階	0466-50-0061	140	140	80	400	80	3月28(火)
UR港南台営業センター	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階	045-834-3351	140	80	40	400	40	3月28(火)
UR大宮営業センター	330-0853	埼玉県さいたま市大宮区錦町682-1 J R大宮西口ビル1階	048-649-2277	180	80	80	80	500	3月28(火)
UR新越谷営業センター	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-17-2 朝日生命越谷ビル7階	048-990-5338	360	60	100	60	600	3月28(火)
UR所沢営業センター	359-1123	埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビル4階	04-2924-4481	40	320	20	40	680	3月28(火)
UR川越営業センター	350-0043	埼玉県川越市新富町1-12-2 吉野園ビル3階	049-298-8071	100	100	100	100	300	3月26(火)
UR営業センター小計				6,720	4,960	3,980	4,980	4,260	
UR都市機構 東日本都市再生本部 総務部 総務課	163-1313	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階	03-5323-0625	20	20	20	20	20	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 事業企画課	163-1319	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階	03-5323-2630	180	220	160	140	220	3月28(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 資産活用調整課	163-1318	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー18階	03-5323-4358	60	60	40	60	40	3月28(火)
UR都市機構 東京東エリア経営部	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル9階	03-5600-0844	80	20	20	20	20	3月28(火)
UR都市機構 東京北エリア経営部	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-6907-0930	260	80	60	60	60	3月28(火)
UR都市機構 多摩エリア経営部	190-0012	東京都立川市曙町二丁目22番20号立川センタービル14階	042-521-5555	40	200	40	40	40	3月28(火)
UR都市機構 東京東住まいセンター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル7階	03-5600-0811	200	20	20	20	20	3月28(火)
UR都市機構 東京北住まいセンター 総務収納課	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル7階	03-5954-4611	200	80	40	40	80	3月28(火)
UR都市機構 東京南住まいセンター	105-0014	東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階	03-5427-5960	140	40	40	40	40	3月28(火)
UR都市機構 北多摩住まいセンター	190-0012	東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル10F	042-521-1341	40	200	40	40	40	3月28(火)
UR都市機構 南多摩住まいセンター	206-0025	東京都多摩市永山1-5 ペルプ永山6階601	042-373-1711	120	380	20	20	20	3月28(火)

U R 都市機構 城北住まいセンター 総務収納課	110-0015	東京都台東区東上野5-2-5 下谷ビル4階	03-3842-4611	120	40	40	40	40	40	3月28(火)
U R 都市機構 千葉住まいセンター	261-7110	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト10階	043-311-1212	20	20	200	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 千葉西住まいセンター	274-0825	千葉県船橋市前原西2-12-7 津田沼第一生命ビル3F	047-474-1191	40	40	140	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 千葉北住まいセンター	277-0005	千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階	04-7197-5700	20	20	80	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 千葉北住まいセンター 茨城分室	305-0032	茨城県つくば市竹園1-12-2 第3-ISSEIビル2階	029-853-1365	20	20	100	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 横浜住まいセンター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア8階	045-872-1131	40	40	20	140	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 横浜南住まいセンター	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル5F	045-835-0061	20	20	20	100	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 神奈川西住まいセンター	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル9階	0466-26-3110	40	40	20	200	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 浦和住まいセンター	336-0027	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワーA棟5階	048-711-7150	40	40	40	40	280	280	3月28(火)
U R 都市機構 西埼玉住まいセンター	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-2-27-301 (ココネ上福岡二番館3階301号)	049-263-2111	60	60	60	60	200	200	3月28(火)
U R 都市機構 東埼玉住まいセンター	340-0041	埼玉県草加市松原1-1-6 ハーモネスタワー松原A棟3階	048-941-5311	40	20	20	20	100	100	3月28(火)
U R 都市機構 西日本支社 営業企画課	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	06-6346-7724	80	80	60	60	60	60	3月28(火)
U R 都市機構 梅田営業センター	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	06-6346-3456	40	40	20	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 中部支社 住宅経営部 営業推進課	460-8484	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル1階	052-968-3379	40	40	40	40	40	40	3月28(火)
U R 都市機構 名古屋営業センター	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル1階	052-968-3100	40	40	40	40	40	40	3月28(火)
U R 都市機構 九州支社 住宅経営部 営業推進課	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜二丁目2-41階	092-722-1074	20	20	20	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 福岡営業センター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-20 大名第3公団ビル2F	092-722-1101	40	40	20	20	40	40	3月28(火)
U R 都市機構 北九州営業センター	802-0003	福岡県福北九州市小倉北区米町1-1-7 小倉駅前奥田ビル1F	093-522-5067	20	20	20	20	20	20	3月28(火)
U R 都市機構 北海道エリア経営センター 管理企画課	060-0003	北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北3条ビル2階	011-223-3707	20	20	20	20	20	20	3月28(火)
宮城県住宅供給公社	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-1-20 ふるさとビル2階	022-263-0322	20	20	20	20	20	20	3月28(火)
支社・事務所・遠隔地等 小計				2,120	2,000	1,500	1,440	1,640		
U R 賃貸ショップ北千住	120-0034	東京都足立区千住3-76	03-5244-2877	320	100	100	100	200	200	3月28(火)
U R 賃貸ショップ高島平	175-0082	東京都板橋区高島平2-32 高島平団地1号棟 (1階)	03-3550-4311	320	100	60	80	140	140	3月28(火)
U R 葛西クリーンタウン清新プラザ現地案内所	134-0087	東京都江戸川区清新町1-3-3-1号棟(3-1号棟) 1301号室	03-5878-1225	40	20	20	20	20	20	3月25(土)
U R 賃貸ショップ蒲田	144-0052	東京都大田区蒲田5-11-7栄月ビル3階	03-3733-3965	400	140	80	300	80	80	3月28(火)
UR賃貸ショップ青戸	125-0062	東京都葛飾区青戸3-27-11 南葛ビル5F	03-3603-7899	160	20	40	20	40	40	3月28(火)
U R 賃貸ショップ王子	114-0002	東京都北区王子5-2 王子五丁目団地10号棟103号室 (王子五丁目団地内店舗)	03-3912-3411	500	160	100	80	200	200	3月28(火)
U R 賃貸ショップ西大島	136-0072	東京都江東区大島1-33-14 秋山ビル1階	03-5609-2688	300	40	60	40	40	40	3月28(火)
U R 賃貸ショップ経堂	156-0052	東京都世田谷区経堂1-19-10 セントラル経堂1階	03-5450-2071	360	100	20	80	20	20	3月28(火)
U R 賃貸ショップ千歳鳥山	157-0062	東京都世田谷区南鳥山4-12-5 並木ビル4階	03-6279-6672	100	80	20	20	20	20	3月28(火)
U R 晴海現地案内所	104-0053	東京都中央区晴海1-8-5 晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー1308号室	03-5144-0161	120	20	20	20	20	20	3月28(火)
U R 賃貸ショップ光が丘	179-0072	東京都練馬区光が丘2-10-2 IMA東館店舗内	03-5997-8051	400	140	40	40	140	140	3月28(火)
U R 恵比寿現地案内所	153-0062	東京都目黒区三田1-4-4 恵比寿ビュータワー1211号室	03-3447-8087	40	20	20	20	20	20	3月28(火)
U R 国立現地案内所	186-0003	東京都国立市富士見台1-7 国立富士見台1-12号棟106号室	042-574-1793	120	200	40	40	40	40	3月28(火)
U R 永山サービスセンター	206-0025	東京都多摩市永山1-5 ベルブ永山2階203号室	042-311-2271	80	220	40	60	40	40	3月28(火)
U R 調布エリア現地案内所	182-0026	東京都調布市小島町3-51-2 シティハイブ調布小島町2号棟103号室	042-440-3781	100	200	40	60	40	40	3月28(火)
U R 賃貸ショップひばりが丘	188-0001	東京都西東京市谷戸町3-27-24 ひばりが丘プラザ1階	042-439-1301	100	200	20	20	60	60	3月28(火)
U R 東伏見現地案内所	202-0014	東京都西東京市富士町1-7 プロムナード東伏見74号棟104号室	042-464-3155	40	60	20	20	20	20	3月28(火)
U R 賃貸ショップ八王子	192-0082	東京都八王子市東町9-10 ECS第3 5ビル2階	042-646-6844	60	120	40	40	40	40	3月28(火)
U R 賃貸ショップ南大沢	192-0364	東京都八王子市南大沢2-1-6 フレンテ南大沢新館4階	042-677-1270	60	180	20	60	20	20	3月28(火)
U R 賃貸ショップ久米川	189-0013	東京都東村山市栄町2-10-22 ガルル・ビル1階	042-396-8873	40	200	20	20	60	60	3月28(火)
町田山崎エリア現地案内所	195-0074	東京都町田市山崎町2200 町田山崎団地3-17 (団地商店街内)	042-791-7455	20	100	20	20	20	20	3月28(火)
U R 賃貸ショップ三鷹	180-0005	東京都武蔵野市御殿山2-21-21 御殿山OHビル1階※2階倉庫へ搬入のこと	042-271-2851	160	300	40	40	40	40	3月28(火)

UR賃貸ショップイオンモール千葉ニュータウン	270-1350	千葉県印西市中央北3-2 イオンモール千葉ニュータウン3階	0476-48-5265	20	20	200	20	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ新浦安駅前	279-0012	千葉県浦安市入船1-5-1 モナ新浦安A館3階	047-380-6150	100	40	220	40	40	3月28(火)
UR幕張ベイタウン現地案内所	261-0013	千葉県千葉市美浜区打瀬3-4 パティオス20番街102号室	043-272-0017	20	20	60	20	20	3月28(火)
UR千葉幸町現地案内所	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目12街区14号棟301号室	043-247-8870	20	20	100	20	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ稲毛駅前	263-0043	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-3-8 アクシスビル5階	043-284-5422	40	40	80	40	40	3月28(火)
UR成田ニュータウン現地案内所	286-0037	千葉県成田市橋賀台3-5-25 成田ニュータウン管理センター内	0476-27-8122	20	20	100	20	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ北習志野駅前	274-0063	千葉県船橋市習志野台3-2-122	047-461-5228	80	40	200	40	40	3月28(火)
UR八千代ゆりのき台パークシティ現地案内所	276-0042	千葉県八千代市ゆりのき台3-7-1 八千代ゆりのき台パークシティ1号棟203号室	047-482-9090	40	40	200	40	40	3月28(火)
UR賃貸ショップつくば駅前	305-0031	茨城県つくば市吾妻1-5-4 MOG2階	029-855-4045	60	40	160	40	40	3月28(火)
UR賃貸ショップ取手駅前	302-0004	茨城県取手市取手3-4-8 海方ビル4階	0297-77-5600	40	40	160	40	40	3月28(火)
UR賃貸ショップ花見川	262-0046	千葉県千葉市花見川区花見川13-19-102	043-239-6005	20	20	100	20	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ新百合ヶ丘	215-0021	神奈川県川崎市麻生区上麻生1-5-1 りそな新百合ヶ丘ビル5階	044-543-8915	60	120	40	300	40	3月28(火)
UR虹ヶ丘現地案内所	215-0015	神奈川県川崎市麻生区虹ヶ丘2 虹ヶ丘団地3-26-201号室	044-988-5812	20	20	20	40	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ相模大野モアーズ	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野駅前92ビル 相模大野モアーズ5階	042-701-9675	40	60	20	120	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ湘南	254-0042	神奈川県平塚市明石町10-1 KADOKU RA10 1階	0463-23-6700	20	20	20	100	20	3月28(火)
UR奈良北現地案内所	227-0036	神奈川県横浜市青葉区奈良町2913 奈良北団地1号棟208号室	045-961-5887	20	20	20	80	20	3月28(火)
UR左近山現地案内所	241-0831	神奈川県横浜市旭区左近山1186-6 左近山団地7-2号棟201号室	045-351-3336	20	20	20	60	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ金沢シーサイドタウン	236-0005	神奈川県横浜市金沢区並木1 金沢シーサイドタウン並木一丁目第一 2-4号棟102号室	045-776-3350	20	20	20	80	20	3月28(火)
UR賃貸ショップ日吉	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町1-2-2 慶月堂ビル2階	045-620-8100	40	40	20	140	20	3月28(火)
UR戸塚エリア現地案内所	244-0002	神奈川県横浜市戸塚区矢部町321 ブロムナード矢部8号棟806号室	045-862-6062	20	20	20	120	20	3月28(火)
UR小港現地案内所	231-0802	神奈川県横浜市中区小港町1-1-2 ビューコート小港6号棟308号室	045-622-6065	20	20	20	60	20	3月28(火)
UR本牧エリア現地案内所	231-0821	神奈川県横浜市中区本牧原21 ベイシティ本牧南6号棟108号室	045-622-2185	20	20	20	100	20	3月28(火)
公共住宅賃貸募集センター 横浜そごう店	220-0011	神奈川県横浜西区高島2-18-1 横浜新都市ビル(そごう横浜店)9階	045-288-2111	20	20	20	160	20	3月28(火)
UR保土ヶ谷エリア現地案内所	240-0022	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西久保町1-4 西久保町公園ハイツ2号棟115号室	045-335-7729	20	20	20	120	20	3月28(火)
UR中山現地案内所	226-0019	神奈川県横浜市緑区中山1-29 中山駅前ハイツ6号棟105号室	045-937-7119	20	20	0	40	0	3月28(火)
UR賃貸ショップ上福岡	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-4 コンフォール霞ヶ丘11-105	049-262-8668	40	40	20	20	140	3月28(火)
UR賃貸ショップ志木	352-0001	埼玉県新座市東北2-30-20 キャメルビル5階	048-424-5530	60	80	20	20	120	3月28(火)
UR賃貸ショップ上尾	362-0042	埼玉県上尾市谷津2-1-50上尾協和ビル3階	048-871-7574	20	20	20	20	120	3月28(火)
UR賃貸ショップ川口	332-0017	埼玉県川口市栄町3-5-9 安藤ビル2階	048-299-5710	80	40	40	40	200	3月28(火)
URせんげん台現地案内所	343-0041	埼玉県越谷市千間台西3-4 せんげん台パークタウン四番街2号棟106号室	048-974-7737	20	20	20	20	80	3月28(火)
UR賃貸ショップ南浦和	336-0017	埼玉県さいたま市南区南浦和2-38-8 ケーアイビル3階	048-882-6721	60	20	20	20	320	3月28(火)
UR賃貸ショップ東大宮	337-0051	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-17-10エグゼ・キュート1階	048-729-5041	20	20	20	20	120	3月28(火)
UR賃貸ショップ若葉	350-0214	埼玉県坂戸市千代田3-21 若葉駅前ハイツ2号棟105号室	049-277-5275	40	40	40	40	360	3月28(火)
UR賃貸ショップ新所沢	359-1111	埼玉県所沢市緑町1-5 ブラザシティ新所沢けやき通り1号棟	04-2939-8575	40	60	40	40	160	3月28(火)
UR賃貸ショップみさと	341-0003	埼玉県三郷市彦成3 みさと団地内店舗7-7号棟105号室	048-957-3333	40	40	60	40	320	3月28(火)
現地案内所等小計				5,080	3,880	3,040	3,340	3,880	
合計			合計(冊)	15,520	12,420	10,560	12,800	12,760	64,060

配送先一覧

2023年4月版UR住まいガイド印刷・製本業務 部数及び配送先一覧

■ 9月26日（火）納品 ※一部9月23日（土）

UR都市機構事務所等 宛名	郵便番号	宛先	電話番号	東京都 23区版	東京都 市部版	千葉県 茨城県版	神奈川県 県版	埼玉県 県版	納品日
UR都市機構 本社 住宅経営部 営業推進課	231-0005	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー7階	045-650-8733	20	20	20	20	20	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業企画課	163-1316	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階	03-5323-2184	800	800	500	500	500	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部 営業課	261-8501	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟20階	043-296-7263	100	100	600	60	60	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア経営部 営業課	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-7 横浜ダイヤモンドビルディング23階	045-274-9225	0	0	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部 営業課	336-0027	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー6階	048-844-2242	0	0	0	0	1,000	9月26(火)
営業課小計				920	920	1,120	580	1,580	
UR八重洲営業センター	103-0028	東京都中央区八重洲1-8-17 新橋ビル4階	03-3271-0611	600	200	200	160	160	9月26(火)
UR新宿営業センター	163-1301	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー1階	03-3347-4330	720	520	160	160	160	9月26(火)
UR錦糸町営業センター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階	03-3846-1571	600	100	200	100	100	9月26(火)
UR池袋営業センター	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-3989-8171	1,080	460	140	160	280	9月26(火)
UR渋谷営業センター	150-0043	東京都渋谷区道玄坂1-3-3 楠本ビル6F	03-3780-7811	420	300	160	200	160	9月26(火)
UR立川営業センター	190-0012	東京都立川市曙町2-13-1 TE曙ビル6F	042-526-5201	220	800	80	100	100	9月26(火)
UR多摩営業センター	206-0033	東京都多摩市落合1-11-2 多摩センター駅1F	042-356-0311	120	400	40	100	40	9月26(火)
UR町田営業センター	194-0021	東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル8F	042-720-8751	60	120	20	120	20	9月26(火)
UR津田沼営業センター	274-0825	千葉県船橋市前原西2-14-5 榊原第二ビル4階	047-478-3711	180	80	540	80	80	9月26(火)
UR稲毛海岸営業センター	261-0004	千葉県千葉市美浜区高洲4-5-10	043-270-5551	100	80	500	60	60	9月26(火)
UR松戸営業センター	271-0091	千葉県松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル8階	047-367-5221	180	80	320	60	200	9月26(火)
UR柏営業センター	277-0852	千葉県柏市旭町1-1-5 浜島ビル6階	04-7196-6152	60	60	240	60	60	9月26(火)
UR横浜営業センター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階	045-461-4177	180	100	60	700	60	9月26(火)
UR港北営業センター	224-0032	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階	045-530-5033	120	120	60	500	60	9月26(火)
UR藤沢営業センター	251-0055	神奈川県藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階	0466-50-0061	100	100	40	320	40	9月26(火)
UR港南台営業センター	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階	045-834-3351	120	60	20	300	20	9月26(火)
UR大宮営業センター	330-0853	埼玉県さいたま市大宮区錦町682-1 JR大宮西口ビル1階	048-649-2277	180	80	80	80	500	9月26(火)
UR新越谷営業センター	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-17-2 朝日生命越谷ビル7階	048-990-5338	340	60	60	60	800	9月26(火)
UR所沢営業センター	359-1123	埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビル4階	04-2924-4481	40	320	20	40	680	9月26(火)
UR川越営業センター	350-0043	埼玉県川越市新富町1-12-2 吉野園ビル3階	049-298-8071	100	100	100	100	300	9月26(火)
UR営業センター小計				5,520	4,140	3,040	3,460	3,880	
UR都市機構 東日本都市再生本部 総務部 総務課	163-1313	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階	03-5323-0625	20	20	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 事業企画課	163-1319	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階	03-5323-2630	180	180	140	140	200	9月26(火)
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 資産活用調整課	163-1318	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー18階	03-5323-4358	60	60	40	60	40	9月26(火)
UR都市機構 東京東エリア経営部	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル9階	03-5600-0844	20	0	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 東京北エリア経営部	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-6907-0930	260	80	60	60	60	9月26(火)
UR都市機構 多摩エリア経営部	190-0012	東京都立川市曙町二丁目22番20号立川センタービル14階	042-521-5555	20	80	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 東京東住まいセンター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル7階	03-5600-0811	200	20	20	20	20	9月26(火)
UR都市機構 東京北住まいセンター 総務収納課	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル7階	03-5954-4611	0	0	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 東京南住まいセンター	105-0014	東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階	03-5427-5960	120	20	20	20	20	9月26(火)
UR都市機構 北多摩住まいセンター	190-0012	東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル10F	042-521-1341	0	100	0	0	0	9月26(火)
UR都市機構 南多摩住まいセンター	206-0025	東京都多摩市永山1-5 ペルプ永山6階601	042-373-1711	0	0	0	0	0	9月26(火)

U R 都市機構 城北住まいセンター 総務収納課	110-0015	東京都台東区東上野5-2-5 下谷ビル4階	03-3842-4611	40	20	20	20	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 千葉住まいセンター	261-7110	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト10階	043-311-1212	0	0	40	0	0	0	9月26(火)
U R 都市機構 千葉西住まいセンター	274-0825	千葉県船橋市前原西2-12-7 津田沼第一生命ビル3F	047-474-1191	0	0	40	0	0	0	9月26(火)
U R 都市機構 千葉北住まいセンター	277-0005	千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階	04-7197-5700	20	20	80	20	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 千葉北住まいセンター 茨城分室	305-0032	茨城県つくば市竹園1-12-2 第3-ISSEIビル2階	029-853-1365	20	20	100	20	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 横浜住まいセンター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア8階	045-872-1131	0	0	0	0	0	0	9月26(火)
U R 都市機構 横浜南住まいセンター	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル5F	045-835-0061	20	20	20	60	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 神奈川西住まいセンター	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル9階	0466-26-3110	40	40	20	60	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 浦和住まいセンター	336-0027	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワーA棟5階	048-711-7150	40	40	40	40	280	9月26(火)	
U R 都市機構 西埼玉住まいセンター	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-2-27-301 (ココネ上福岡二番館3階301号)	049-263-2111	40	40	40	40	180	9月26(火)	
U R 都市機構 東埼玉住まいセンター	340-0041	埼玉県草加市松原1-1-6 ハーモネスタワー松原A棟3階	048-941-5311	60	20	20	20	140	9月26(火)	
U R 都市機構 西日本支社 営業企画課	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	06-6346-7724	0	0	0	0	0	0	9月26(火)
U R 都市機構 梅田営業センター	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	06-6346-3456	0	0	0	0	0	0	9月26(火)
U R 都市機構 中部支社 住宅経営部 営業推進課	460-8484	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル1階	052-968-3379	40	40	40	40	40	40	9月26(火)
U R 都市機構 名古屋営業センター	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル1階	052-968-3100	40	40	40	40	40	40	9月26(火)
U R 都市機構 九州支社 住宅経営部 営業推進課	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜二丁目2-4 1階	092-722-1074	20	20	20	20	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 福岡営業センター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-20 大名第3公団ビル2F	092-722-1101	40	40	20	20	40	9月26(火)	
U R 都市機構 北九州営業センター	802-0003	福岡県福北九州市小倉北区米町1-1-7 小倉駅前奥田ビル1F	093-522-5067	20	20	20	20	20	20	9月26(火)
U R 都市機構 北海道エリア経営センター 管理企画課	060-0003	北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北3条ビル2階	011-223-3707	0	0	0	0	0	0	9月26(火)
宮城県住宅供給公社	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-1-20 ふるさとビル2階	022-263-0322	20	20	20	20	20	20	9月26(火)
支社・事務所・遠隔地等 小計				1,340	960	860	740	1,220		
U R 賃貸ショップ北千住	120-0034	東京都足立区千住3-76	03-5244-2877	320	80	80	120	120	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ高島平	175-0082	東京都板橋区高島平2-32 高島平団地1号棟 (1階)	03-3550-4311	320	100	60	80	140	9月26(火)	
U R 葛西クリーンタウン清新プラザ現地案内所	134-0087	東京都江戸川区清新町1-3-3-1号棟(3-1号棟) 1301号室	03-5878-1225	40	20	20	20	20	9月23(土)	
U R 賃貸ショップ蒲田	144-0052	東京都大田区蒲田5-11-7栄月ビル3階	03-3733-3965	400	120	60	300	60	9月26(火)	
UR賃貸ショップ青戸	125-0062	東京都葛飾区青戸3-27-11 南葛ビル5F	03-3603-7899	160	20	40	20	40	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ王子	114-0002	東京都北区王子5-2 王子五丁目団地10号棟103号室 (王子五丁目団地内店舗)	03-3912-3411	500	160	100	80	200	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ西大島	136-0072	東京都江東区大島1-33-14 秋山ビル1階	03-5609-2688	400	40	40	40	40	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ経堂	156-0052	東京都世田谷区経堂1-19-10 セントラル経堂1階	03-5450-2071	360	100	20	80	20	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ千歳鳥山	157-0062	東京都世田谷区南鳥山4-12-5 並木ビル4階	03-6279-6672	100	80	20	20	20	9月26(火)	
U R 晴海現地案内所	104-0053	東京都中央区晴海1-8-5 晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー1308号室	03-5144-0161	80	0	0	0	0	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ光が丘	179-0072	東京都練馬区光が丘2-10-2 IMA東館店舗内	03-5997-8051	400	140	40	40	140	9月26(火)	
U R 恵比寿現地案内所	153-0062	東京都目黒区三田1-4-4 恵比寿ビュータワー1211号室	03-3447-8087	40	20	20	20	20	9月26(火)	
U R 国立現地案内所	186-0003	東京都国立市富士見台1-7 国立富士見台1-12号棟106号室	042-574-1793	40	80	20	20	20	9月26(火)	
U R 永山サービスセンター	206-0025	東京都多摩市永山1-5 ベルブ永山2階203号室	042-311-2271	60	200	40	40	40	9月26(火)	
U R 調布エリア現地案内所	182-0026	東京都調布市小島町3-51-2 シティハイツ調布小島町2号棟103号室	042-440-3781	80	100	40	60	40	9月26(火)	
U R 賃貸ショップひばりが丘	188-0001	東京都西東京市谷戸町3-27-24 ひばりが丘プラザ1階	042-439-1301	100	200	20	20	60	9月26(火)	
U R 東伏見現地案内所	202-0014	東京都西東京市富士町1-7 プロムナード東伏見74号棟104号室	042-464-3155	40	60	20	20	20	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ八王子	192-0082	東京都八王子市東町9-10 ECS第3 5ビル2階	042-646-6844	60	120	20	40	20	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ南大沢	192-0364	東京都八王子市南大沢2-1-6 フレンテ南大沢新館4階	042-677-1270	60	200	20	60	20	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ久米川	189-0013	東京都東村山市栄町2-10-22 ガル・ビル1階	042-396-8873	40	160	20	20	60	9月26(火)	
町田山崎エリア現地案内所	195-0074	東京都町田市山崎町2200 町田山崎団地3-17 (団地商店街内)	042-791-7455	0	80	0	20	0	9月26(火)	
U R 賃貸ショップ三鷹	180-0005	東京都武蔵野市御殿山2-21-21 御殿山OHビル1階※2階倉庫へ搬入のこと	042-271-2851	160	320	20	40	40	9月26(火)	

UR賃貸ショップイオンモール千葉ニュータウン	270-1350	千葉県印西市中央北3-2 イオンモール千葉ニュータウン3階	0476-48-5265	20	20	200	20	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ新浦安駅前	279-0012	千葉県浦安市入船1-5-1 モナ新浦安A館3階	047-380-6150	100	20	220	60	60	9月26(火)
UR幕張ベイタウン現地案内所	261-0013	千葉県千葉市美浜区打瀬3-4 パティオス20番街102号室	043-272-0017	20	20	40	20	20	9月26(火)
UR千葉幸町現地案内所	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目12街区14号棟301号室	043-247-8870	20	20	60	20	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ稲毛駅前	263-0043	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-3-8 アクシスビル5階	043-284-5422	40	40	80	20	20	9月26(火)
UR成田ニュータウン現地案内所	286-0037	千葉県成田市橋賀台3-5-25 成田ニュータウン管理センター内	0476-27-8122	20	20	100	20	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ北習志野駅前	274-0063	千葉県船橋市習志野台3-2-122	047-461-5228	80	40	200	40	40	9月26(火)
UR八千代ゆりのき台パークシティ現地案内所	276-0042	千葉県八千代市ゆりのき台3-7-1 八千代ゆりのき台パークシティ1号棟203号室	047-482-9090	40	40	160	40	40	9月26(火)
UR賃貸ショップつくば駅前	305-0031	茨城県つくば市吾妻1-5-4 MOG2階	029-855-4045	60	40	160	40	40	9月26(火)
UR賃貸ショップ取手駅前	302-0004	茨城県取手市取手3-4-8 海方ビル4階	0297-77-5600	40	40	160	40	40	9月26(火)
UR賃貸ショップ花見川	262-0046	千葉県千葉市花見川区花見川13-19-102	043-239-6005	20	20	100	20	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ新百合ヶ丘	215-0021	神奈川県川崎市麻生区上麻生1-5-1 りそな新百合ヶ丘ビル5階	044-543-8915	60	120	40	300	40	9月26(火)
UR虹ヶ丘現地案内所	215-0015	神奈川県川崎市麻生区虹ヶ丘2 虹ヶ丘団地3-26-201号室	044-988-5812	20	20	20	40	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ相模大野モアーズ	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野駅前92ビル 相模大野モアーズ5階	042-701-9675	40	40	0	120	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ湘南	254-0042	神奈川県平塚市明石町10-1 KADOKU RA10 1階	0463-23-6700	20	20	20	100	20	9月26(火)
UR奈良北現地案内所	227-0036	神奈川県横浜市青葉区奈良町2913 奈良北団地1号棟208号室	045-961-5887	20	20	20	80	20	9月26(火)
UR左近山現地案内所	241-0831	神奈川県横浜市旭区左近山1186-6 左近山団地7-2号棟201号室	045-351-3336	0	0	0	60	0	9月26(火)
UR賃貸ショップ金沢シーサイドタウン	236-0005	神奈川県横浜市金沢区並木1 金沢シーサイドタウン並木一丁目第一2-4号棟102号室	045-776-3350	20	20	20	80	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ日吉	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町1-2-2 慶月堂ビル2階	045-620-8100	20	20	0	140	0	9月26(火)
UR戸塚エリア現地案内所	244-0002	神奈川県横浜市戸塚区矢部町321 ブロムナード矢部8号棟806号室	045-862-6062	20	20	20	120	20	9月26(火)
UR小港現地案内所	231-0802	神奈川県横浜市中区小港町1-1-2 ビューコート小港6号棟308号室	045-622-6065	20	20	20	40	20	9月26(火)
UR本牧エリア現地案内所	231-0821	神奈川県横浜市中区本牧原21 ベイシティ本牧南6号棟108号室	045-622-2185	20	20	20	100	20	9月26(火)
公共住宅賃貸募集センター 横浜そごう店	220-0011	神奈川県横浜市中区高島2-18-1 横浜新都市ビル(そごう横浜店)9階	045-288-2111	0	0	0	0	0	9月26(火)
UR保土ヶ谷エリア現地案内所	240-0022	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西久保町1-4 西久保町公園ハイツ2号棟115号室	045-335-7729	20	20	20	120	20	9月26(火)
UR中山現地案内所	226-0019	神奈川県横浜市緑区中山1-29 中山駅前ハイツ6号棟105号室	045-937-7119	20	20	20	40	20	9月26(火)
UR賃貸ショップ上福岡	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-4 コンフォール霞ヶ丘11-105	049-262-8668	40	40	20	20	140	9月26(火)
UR賃貸ショップ志木	352-0001	埼玉県新座市東北2-30-20 キャメルビル5階	048-424-5530	60	80	20	20	120	9月26(火)
UR賃貸ショップ上尾	362-0042	埼玉県上尾市谷津2-1-50上尾協和ビル3階	048-871-7574	20	20	20	20	120	9月26(火)
UR賃貸ショップ川口	332-0017	埼玉県川口市栄町3-5-9 安藤ビル2階	048-299-5710	80	40	40	40	200	9月26(火)
URせんげん台現地案内所	343-0041	埼玉県越谷市千間台西3-4 せんげん台パークタウン四番街2号棟106号室	048-974-7737	20	20	20	20	80	9月26(火)
UR賃貸ショップ南浦和	336-0017	埼玉県さいたま市南区南浦和2-38-8 ケーアイビル3階	048-882-6721	60	20	20	20	320	9月26(火)
UR賃貸ショップ東大宮	337-0051	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-17-10エグゼ・キュート1階	048-729-5041	20	20	20	20	120	9月26(火)
UR賃貸ショップ若葉	350-0214	埼玉県坂戸市千代田3-21 若葉駅前ハイツ2号棟105号室	049-277-5275	40	40	40	40	360	9月26(火)
UR賃貸ショップ新所沢	359-1111	埼玉県所沢市緑町1-5 ブラザシティ新所沢けやき通り1号棟	04-2939-8575	40	60	40	40	160	9月26(火)
UR賃貸ショップみさと	341-0003	埼玉県三郷市彦成3 みさと団地内店舗7-7号棟105号室	048-957-3333	40	40	60	40	320	9月26(火)
現地案内所等小計				4,940	3,460	2,720	3,120	3,660	
合計			合計(冊)	12,720	9,480	7,740	7,900	10,340	48,180

## 提出書類一覧

件名：UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務

## 法人等名称：\_\_\_\_\_

- 下表は、本調達の資格確認に際し必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないか御確認ください。
- この提出書類一覧表は法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書提出時に併せて御提出ください。
- 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出部数	提出期限	備考	機構欄 使用欄	提出先
1	競争参加資格確認申請書 (様式5)	1部	令和4年 12月16日 (金) 17:00まで	所定様式		部署まで 入札説明書5(2)の

## 【提出書類作成における注意事項】

- 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をパソコン等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について、省略・変更等しないこと。
- 上記項番2については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を機構に提出した際に機構が申請者に交付する受付票の写しを添付するものとする。

【参考】入札に際し必要となる書類は以下のとおりとなります。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出部数	提出期限	備考	提出先
1	入札書及び封筒（様式3）	各1部	令和5年 1月23日 (月) 17:00まで	所定様式	入札説明書9(2)の部署まで
2	使用印鑑届（様式1）及び 印鑑証明書（原本）	各1部		令和3年度以降に使用印鑑届または年間委任状を未提出の場合は、提出すること。※入札書に押印する場合	
3	委任状（様式2）	1部		当機構へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	

(様式5)

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 倉上 卓也 殿

(申請者) 会社名  
住 所  
代表者  
(担当者) 部 署  
氏 名  
TEL  
FAX

令和4年12月2日付けで公告のありました「UR住まいガイド(2023年4月版)印刷・製本業務」に係る競争参加資格について確認されたく、申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以 上

---

○本競争に必要な業種区分「物品販売」の登録状況(申請日時点)

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒ 新規又は更新 工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--